

夏のホットな定期貯金で、かしこく貯めるチャンス!

HOT SUMMER 定期貯金

取扱期間

令和7年5月26日(月) >> 令和7年9月5日(金)

適用金利

年

0.60%

税引後
年0.47%

募集総額

700 億円

期間中に**対象の定期貯金**をご契約いただいた場合、**上記金利を適用**いたします。

取扱期間中でも募集総額に達した場合は取扱いを終了させていただきます。

©ここまる



お預入金額 30万円以上(新規資金のみ)*

対象者 個人の方 預入期間 1年

*新規資金とは他の金融機関等からの現金持ち込み、または当JAの口座へ入金された日から3カ月以内の資金をいいます。

「JAバンクとのお取引は初めて」というお客様もお気軽にご相談ください。

- 廿日市支店 ☎0829-31-1111
- 平良支店 ☎0829-32-1249
- 宮内支店 ☎0829-39-3141
- 廿日市西支店 ☎0829-32-0068
- 地御前支店 ☎0829-36-0205
- 深江支店 ☎0829-56-0209
- 浜支店 ☎0829-55-2223
- 友和支店 ☎0829-74-1161
- 津田支店 ☎0829-72-1151
- 晴海支店 ☎0827-57-7140
- 栗谷支店 ☎0827-56-0002
- 大竹支店 ☎0827-52-4295
- 吉和支店 ☎0829-77-2121
- 海田市支店 ☎082-822-4188
- 東海田支店 ☎082-822-2742
- 中野支店 ☎082-892-0017
- 瀬野支店 ☎082-894-8102
- 萩原支店 ☎082-854-5302
- 熊野支店 ☎082-854-1131

- 坂支店 ☎082-885-1131
- 呉支店 ☎0823-24-3131
- 広島支店 ☎0823-72-0077
- 広島西支店 ☎0823-72-4411
- 郷原支店 ☎0823-77-1234
- 昭和支店 ☎0823-33-0211
- 音戸支店 ☎0823-52-2535
- 倉橋支店 ☎0823-53-1234
- 倉橋東支店 ☎0823-54-1161
- 蒲刈支店 ☎0823-66-1122
- 江田島支店 ☎0823-42-1133
- 中町支店 ☎0823-45-2848
- 鹿川支店 ☎0823-45-2622
- 三高支店 ☎0823-47-0311
- 大古支店 ☎0823-57-3333
- 西条支店 ☎082-422-8687
- 向陽支店 ☎082-425-1115
- 黒瀬支店 ☎0823-82-2340

- 八本松南支店 ☎082-429-0811
- 八本松支店 ☎082-428-2030
- 志和支店 ☎082-433-2411
- 高屋支店 ☎082-434-2111
- 福富支店 ☎082-435-2002
- 豊栄支店 ☎082-432-2316
- 大和支店 ☎0847-33-0211
- 河内支店 ☎082-437-1201
- 安芸津支店 ☎0846-45-1243
- 安浦支店 ☎0823-84-2040
- 川尻支店 ☎0823-87-2046
- 本郷駅前支店 ☎0848-86-3266
- 本郷中央支店 ☎0848-86-2514
- 竹原支店 ☎0846-22-0432
- 荘野支店 ☎0846-29-1135
- せとだ支店 ☎0845-27-2290
- 三原西支店 ☎0848-66-0246
- 三原支店 ☎0848-63-3163

- 鷲浦支店 ☎0848-87-5216
- 幸崎支店 ☎0848-69-1221
- 久井支店 ☎0847-32-6123
- 久井中央支店 ☎0847-32-7115
- 大朝支店 ☎0826-82-2311
- 吉田支店 ☎0826-42-0353
- 可愛出張所 ☎0826-43-0221
- 美土里支店 ☎0826-54-0326
- 高宮支店 ☎0826-57-0301
- 甲田支店 ☎0826-45-2028
- 八千代支店 ☎0826-52-2211
- 向原支店 ☎0826-46-3311
- 千代田支店 ☎0826-72-2211
- 三次中央支店 ☎0824-63-9920
- 八次支店 ☎0824-62-2890
- 三次東支店 ☎0824-66-1020
- 三次西支店 ☎0824-68-2225
- 三次市役所支店 ☎0824-62-6175

- 君田支店 ☎0824-53-2211
- 布野支店 ☎0824-54-2211
- 作木支店 ☎0824-55-2211
- 吉舎支店 ☎0824-43-3131
- 三良坂支店 ☎0824-44-3101
- 三和支店 ☎0824-52-3101
- 三次北支店 ☎0824-62-2384
- 上下支店 ☎0847-62-2151
- 甲奴支店 ☎0847-67-2231
- 総領支店 ☎0824-88-2211
- 庄原支店 ☎0824-72-5652
- 庄原西支店 ☎0824-74-0003
- 比婆西城支店 ☎0824-82-2211
- 東城支店 ☎08477-2-0045
- 小奴可支店 ☎08477-5-0201
- 口和支店 ☎0824-89-2211
- 高野支店 ☎0824-86-2211
- 比和支店 ☎0824-85-2221

詳しくはお近くのJA窓口またはJAひろしまのホームページでご確認ください

Q JAひろしま 検索

<https://jahiroshima.or.jp/>



JAひろしま ホットサマー定期貯金 商品概要

商品名	ホットサマー定期貯金（スーパー定期貯金＜単利型＞、自動継続大口定期貯金）	
ご利用いただける方	個人の方	
期間	定型方式：1年 自動継続（元金継続または元利金継続）	
預入方法	預入方法	一括預入・定期貯金満期書替
	預入金額	(1) 30万円以上（新規資金のみ） (2) 「お得なサマー定期貯金」の満期金(当初預入元金)に対して、増額30万円以上の書替 (3) 「お得なサマー定期貯金」の満期金(当初預入元金)に対して、増額30万円未満の書替(同額も可)
※預入金額が1,000万円未満はスーパー定期貯金＜単利型＞、1,000万円以上は自動継続大口定期貯金でのご契約となります。		
預入単位	1円単位	
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
利息	適用金利	預入金額(1)、(2)の方……年0.60%の利率を満期日まで適用します。 預入金額(3)の方……年0.40%の利率を満期日まで適用します。
	※自動継続の場合には、同一期間のスーパー定期貯金＜単利型＞または、自動継続大口定期貯金の自動継続時の店頭利率を当該満期日まで適用します。	
	利払頻度	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算します。
	税金	20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。	
手数料	—	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ○自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。 	
中途解約時の取扱い [スーパー定期貯金＜単利型＞] ○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ○中途解約利率 ・預入期間が6か月未満の場合…解約日における普通貯金の利率 ・預入期間が6か月以上1年未満の場合…約定利率×20% ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 [自動継続大口定期貯金] ○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 【預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合】 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 【預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合】 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$		
貯金保険制度(公的制度) ○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容 ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA各支店または金融管理部信用管理課(電話：082-422-2177)にお申し出ください。 当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会(電話：082-225-1600)を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記当JA金融管理部信用管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。		
取扱期間は令和7年5月26日より令和7年9月5日までとします。		

詳しくはJAひろしまの最寄りの支店までお気軽にご相談ください。